

川崎市児童家庭支援センター設置運営要綱

(平成28年3月25日27川市児第1046号こども本部長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第44条の2及び児童家庭支援センター設置運営要綱（平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局通知別紙1。以下「設置運営要綱」という。）に定めるもののほか、本市における児童家庭支援センター（以下「センター」という。）の設置運営にあたり必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 センターの設置及び運営主体は、川崎市長が指定する社会福祉法人等とし、適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者（以下「事業者」という。）とする。

(事業内容等)

第3条 センターにおいて実施する事業等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 相談事業 地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭、里親家庭、施設退所後の児童及びその家庭、その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な支援等を行う。

(2) 関連機関との連携・連絡調整 児童及び家庭への支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）及び地区健康福祉ステーション（以下「地域みまもり支援センター等」という。）、民生委員児童委員、教育委員会、学校、その他関係機関（以下「関係機関等」という。）との連絡調整を行う。

(3) 川崎市子育て短期利用事業に関する相談及び調整 川崎市子育て短期利用事業実施要綱（平成16年4月1日15川健児第1903号）に定める子育て

短期利用事業に関して、保護者等からの相談に応じ、必要な利用調整を行う。

- (4) 児童相談所からの受託による事業 法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定に基づき、児童相談所の入所措置を要しない児童、児童相談所の支援及び指導により養育に対する意識に改善が見られる保護者等に対し、児童相談所から指導委託措置を受託して支援及び指導を行う。なお、児童相談所から指導委託措置を受託するときは、正当な理由がない限り、これを拒んではない。

(事業等の実施)

第4条 事業者は、事業等の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 地域住民の利用度の高い時間に対応できる体制の確保に配慮すること。
- (2) 支援に当たっては、児童、保護者等の意向の把握に努めるとともに、懇切丁寧に対応すること。
- (3) 児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる場合は、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況を把握し、課題の明確化を図ること。
- (4) 継続的な支援を要する児童及び家庭においては、当該児童及び家庭に係る支援計画書を作成し、これに基づく支援を行うなど、計画的な支援の実施を図ること。
- (5) 支援の適正実施を図るため、相談者に係る基礎的事項、支援計画の内容及び実施状況等を記録する。なお、個人の秘密が守れるよう、記録は適切に管理すること。
- (6) 支援計画書の作成に当たっては、課題及び支援目標・支援方法を明確にし、計画的な支援を行うとともに、随時、計画の再評価を行う。また、必要に応じて関係機関等との連絡調整を図り、役割分担についても支援計画書に盛り込むこと。

(7) 夜間等の緊急の相談に対応できるよう、関係機関等との連絡調整について、児童相談所、児童入所施設等と協議の上、あらかじめ定めること。

(8) 児童相談所及び地域みまもり支援センター等との連携を図り、技術的支援及び他の関係機関との連携に関わる仲介、調整等の協力を受けること。

(9) 相談を受けた場合等は、訪問や通所等の支援をはじめ、必要に応じ関係機関との調整を図り、速やかに支援活動を行う。なお、複雑・困難及び法的対応を必要とするような事例については、児童相談所等の関係機関に通告又は紹介を行うこと。

(10) 児童相談所及び地域みまもり支援センター等から児童の紹介を受ける場合、児童相談所及び地域みまもり支援センター等に対して児童を紹介する場合、又は、各センター間において児童の紹介を行う場合は、保護者等の同意に基づき、「児童紹介票」（第1号様式から第3号様式まで）を使用する。その際には、適切に支援を行えるよう密接な連絡をとるとともに、必要に応じて協働して支援計画書を作成し、役割分担を明確にすること。

(11) 相談事業の実施に当たっては、地域みまもり支援センター等、関係機関等との連携を図ること。

(12) 児童相談所、児童入所施設等との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるようにすること。

2 事業者は事業等の実施に当たっては、児童家庭支援・虐待対策室、児童相談所、地域みまもり支援センター等と密接な連携を図るものとする。

3 事業者は前条第4号の事業の実施に当たっては、次に掲げる手順に留意するものとする。

(1) 児童相談所と十分に協議を行い、児童や保護者等への支援計画書を作成するとともに、共通の理解の下で支援及び指導を実施すること。なお、当該支援計画書には、具体的な支援及び指導方法の他、事業者が有する裁量の範囲

、児童や保護者等の状況に変化が生じた場合の児童相談所の関わり方等、事業者及び児童相談所それぞれの役割、支援及び指導内容について、記載するものとする。

(2) 受託した事業内容の変更又は解除が必要と認めた場合は、速やかに児童相談所と情報共有し、児童相談所の判断を仰ぐこと。

(3) 受託した事業内容について、児童相談所と定期的に会議、個別相談等の機会を持ち、支援及び指導の進捗状況についての報告及び支援方針に関する協議を行うこと。なお、事業者は支援及び指導の経過について定期的に受託指導実施報告書及び意見書(第5号様式。以下「報告書」という。)を作成し、児童相談所に提出するものとする。

(4) 受託した事業内容について、最長で6か月間を限度として、受託期間終了後の支援及び指導も見据えて、支援及び指導を実施すること。ただし、児童や保護者等の状況等から支援及び指導を継続することが適当であると児童相談所が判断した場合は、さらに指導委託措置を延長することができることとする。

(5) 事業者の支援及び指導に従わない保護者等については、児童相談所に速やかに報告し、児童相談所の判断を仰ぐこと。

(補助金の交付)

第5条 センターの運営に関する補助金の交付については別に定める。

(受託費用の請求)

第6条 事業者は、第3条第4号の事業の実施後、報告書を添付の上、市長に費用を請求するものとする。

(費用の支払)

第7条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合は、その内容を確認し、適当と認めたときは、児童福祉法による児童入所施設措置等国庫負担金につい

て（令和５年５月１０日こ支家第４７号）に定める基準額により、支払うものとする。

（設備）

第８条 事業者は、センターにおいて次の設備を設けなければならない。ただし、附置されている児童入所施設の入所児の処遇及び当該施設の運営上支障がない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。

（１）相談室・プレイルーム

（２）事務室

（３）その他必要な設備

（職員配置）

第９条 事業者は、センターの運営管理者を定めるとともに、次の職員を配置しなければならない。

（１）相談・支援を担当する職員 ２名

（２）心理療法等を担当する職員 １名

（その他）

第１０条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２８年４月１日より施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年９月１日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 2 0 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。